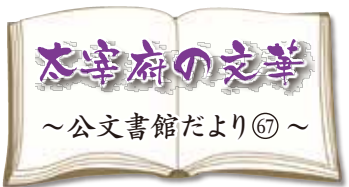


## 戦後の太宰府と公民館

昭和24年に社会教育法が制定されると、公民館設置の気運が高まり、公民館は戦後の地域再建と社会教育の拠点として全国に設置され、旧太宰府町議会でも同年に公民館設置条例を制定しました。当初は設立場所を町役場内とし、職員は館長と専任主事の2人を任命しました。公民館運営審議会を設置し、4つの部を置いて委員は18人で構成されました。

また、各地区では公公民分館も発足し、分館は公民館と連携しつつ独自の活動を始めます。分館長は当初、駐在員が任命されますが、後に区長が兼任し、分館主事と分館運営委員が分館長を支える体制となり、職員には分館活動の促進と特性を生かす「熱意のある積極的な人物」を選定しました。

昭和27年、公民館は本格的な活動をはじめ、広報紙「太宰府」を刊行します。記録でみえる初めての活動として、同年8月18日には夏野菜の品評会が開催され、同月24日にはバレーボール・卓球の分館対抗試合が実施されています。翌年から天満宮境内に建てられた「心池館」が施設として使用されました。町村合併後、町役場庁舎の新設や公民館条例の改正を経て、昭和34年、旧水城公民館は閉鎖し、太



宰府町公民館は町役場庁舎内に再び移転します。移転を知らせる同年2月の広報紙には「立派な部屋ではありませんが、何分独立公民館でなくなつたので、御不自由をおかけする」とあり、一部の行事は他の施設を使用することになりました。公民館は合併後、20年近く町役場庁舎内に存在し、当時の議会記録には新たに独立の中央公民館建設を求める声が残っています。昭和

57年の市昇格に伴い、市長は「必ず建設したい」と準備を進め、市制施行後の昭和61年11月に中央公民館が完成します。

昭和57年より分館活動を紹介した広報記事「公民館見聞録」によると、蔵書を備えて文庫を設置した区（青葉台・東観世）や、独自に広報を発行する区（高雄台・松川）など、各分館で幅広い取り組みを行っています。また、宅地開発で人口が急増した区では、新・旧住民が交流する場所として分館を活用し、区民運動会を行う区（向佐野）などもありました。

こうして、太宰府では合併と市制施行を経て社会変化に合わせた、地域の身近な施設となりました。